

令和7年4月24日
郵政民営化委員会事務局

ゆうちょ銀行の新規業務が事前届出制 になった場合の運用について

目次

日本郵政の再編成・・・1

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制・・・2

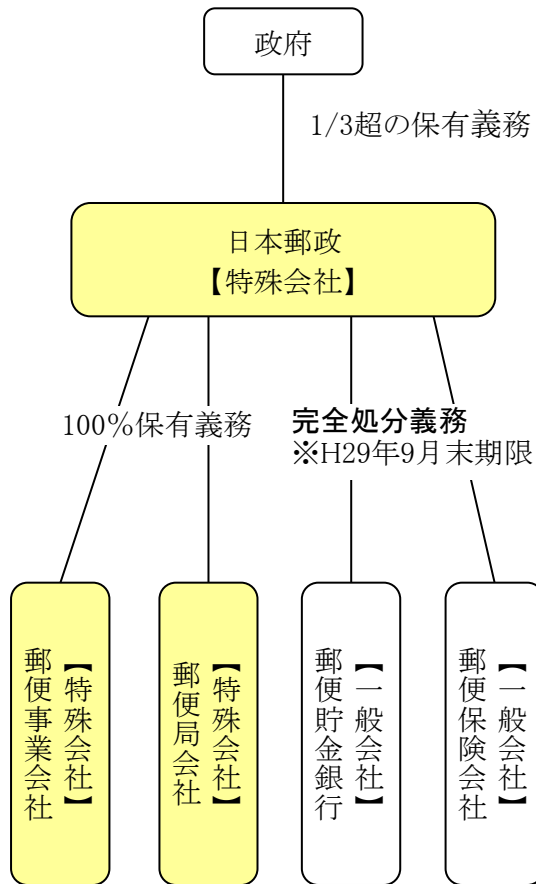
金融二社の上乗せ規制に係る郵政民営化委員会の意見の聴取等①・・・3

金融二社の上乗せ規制に係る郵政民営化委員会の意見の聴取等②・・・4

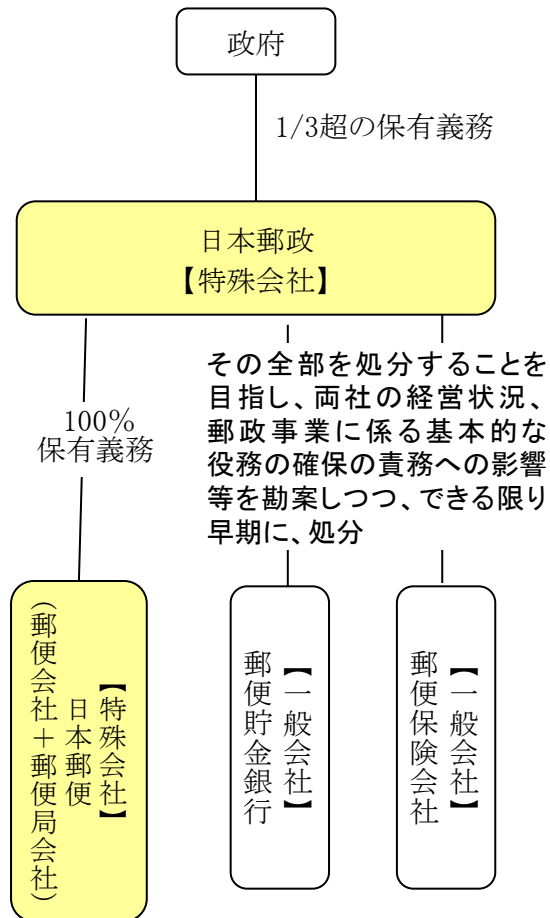
新規業務に関する届出制への移行後の手続の方向性（案）・・・7

日本郵政の再編成

【改正前の郵政民営化法】



【H24改正後の郵政民営化法】



<ポイント>

- 1 5社体制を4社体制に
- 2 金融二社の株式完全処分の期限を撤廃
- 3 ユニバーサルサービスの対象を郵便のみから三事業に拡大
- 4 郵便事業の新規業務は認可制から届出制に
- 5 金融二社の株式1/2以上処分後は、金融二社の新規業務は認可制から届出制に

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

1 ゆうちょ銀行

※1 令和7年2月末時点

主な上乗せ規制	ゆうちょ銀行 日本郵政による議決 権保有比率61.5%※1
	限度額 通常1,300万円・定期性1,300万円
	新規業務規制（株式の1/2処分前は 認可、1/2処分後は届出）※2
	子会社保有認可、銀行保有禁止
銀行法の規制 (新規業務の承認、子会社保有認可等)	

他の民間銀行
(限度額なし)
(新規業務規制なし)
(子会社規制なし)
銀行法の規制 (新規業務の承認(免許条件が付された場合)、子会社保有認可等)

2 かんぽ生命保険

主な上乗せ規制	かんぽ生命 日本郵政による議決 権保有比率49.8%※1
	限度額1,000万円 (加入後4年以上経過した契約は、さらに1,000万円まで可)
	新規業務規制 (株式の1/2処分(令和3年6月)後、認可制から届出制へ移行)※2
	子会社保有認可、保険会社等保有禁止
保険業法の規制 (新規業務認可、子会社保有認可等)	

他の民間生保
(限度額なし)
(新規業務規制なし)
(子会社規制なし)
保険業法の規制 (新規業務認可、子会社保有認可等)

※2 届出制においては、他の金融機関等（かんぽ生命の場合、他の生命保険会社）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮する義務あり。

金融二社の上乗せ規制に係る郵政民営化委員会の意見の聴取等①

郵政民営化法第123条・第151条

○内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣は、郵便貯金銀行の預入限度額等、金融2社の上乗せ規制に係る政省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない。

郵政民営化法における限度額の基準

郵便貯金銀行（郵政民営化法第107条）、郵便保険会社（郵政民営化法第137条）

郵便貯金銀行は、一の預金者等から（郵便保険会社は、被保険者一人につき、）、以下の事情を勘案して政令で定める額を超えることとなる預金等の受入れ（保険の引受け）をしてはならない。

- 他の金融機関等（郵便保険会社の場合は他の生命保険会社）との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 郵便貯金銀行（郵便保険会社）の経営状況その他の事情

郵政民営化法第110条・第138条

○金融2社が新規業務を行おうとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣の認可が必要
○両大臣は、認可申請があった場合、郵政民営化委員会に意見を聴かなければならない

郵政民営化法における認可の基準

郵便貯金銀行（郵政民営化法第110条）、郵便保険会社（郵政民営化法第138条）

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等（郵便保険会社と他の生命保険会社）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

- 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行（郵便保険会社）の議決権が、その総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等（生命保険会社）との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 郵便貯金銀行（郵便保険会社）の経営状況

郵政民営化法第110条の2、138条の2

- 日本郵政が金融2社の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後、金融2社が新規業務を行おうとするときは、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣の届出が必要。
- 両大臣は、届出があった場合、速やかに郵政民営化委員会に通知しなければならない。

郵政民営化法における新規業務の配慮義務

郵便貯金銀行（郵政民営化法第110条の2）、郵便保険会社（郵政民営化法第138条の2）

郵便貯金銀行は、他の金融機関等（郵便保険会社は、他の生命保険会社）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

【参考】

金融二社の新規業務等の認可・届出状況

(ゆうちょ銀行)

認可年月	新規業務等の概要
平成19年12月	資産運用対象の自由化
平成20年4月	クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集、住宅ローン等の仲介
平成29年6月	口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務(認可未済業務を包括認可)、その他の銀行業に付随する業務等(認可未済業務を包括認可) ※上記申請に併せ、平成24年に申請のあった住宅ローン等の個人向け融資、法人向け融資等については申請取下げ
令和3年4月	個人向け貸付業務(フラット35の直接取扱い等)、損害保険募集業務、口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有
令和4年3月	投資一任契約の締結の媒介業務
令和6年5月	子会社の保有

(かんぽ生命保険)

認可・届出年月	新規業務等の概要
平成19年12月	資産運用対象の自由化
平成20年4月	法人向け商品(経営者向け定期保険)の受託販売、入院特約見直し
平成24年11月	学資保険の改定(条件付認可)
平成26年1月	同(認可条件承認)
平成26年6月	がん保険の受託販売等
平成27年4月	短期払養老保険
平成27年9月	法人向け商品の受託販売の充実
平成28年3月	再保険の引受け及び付帯サービス
平成29年6月	終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売の充実
平成30年12月	引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設
令和3年11月	医療特約の改定等(届出)
令和4年1月	法人向け商品の受託販売等(届出)
令和4年6月	契約更新制度等(届出)
令和4年12月	学資保険の改定(届出)
令和5年5月	投資子会社の保有
令和5年10月	一時払終身保険(届出)
令和7年3月	資産の運用方法(届出)

届出制に移行

※かんぽ生命保険については、令和3年6月以降、新規業務は届出制に移行した。5

(参考1)平成24年4月11日 衆議院郵政改革に関する特別委員会

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

三、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

(参考2)平成24年4月26日 参議院総務委員会

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

四、日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

新規業務に関する届出制への移行後の手続の方向性(案)

事 項	方 向 性
提出書類等	○ 審査すべき事項に焦点を絞り、書類数を削減、内容を簡素化。 (参考)これまでの認可制 ①理由書、②当該業務の内容及び方法を記載した書類、③イ日本郵政(株)が保有する議決権が総株主の議決権に占める割合を記載した書類、③ロ最終のB/S、P/L、株主資本等変動計算書その他、③ハ当該認可後における収支の見込みを記載した書類、④その他認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類
受理の時期	○ 届出あり次第受理することとし、できる限り早期化。 (参考)届出をした新規業務については、別途、銀行法上の承認が必要
調査審議が必要な場合における委員会のプロセス	○ 通知あり次第、速やかに調査審議の必要性を判断。説明を聴取する場合は、書面を基本。 ○ 外部からの意見聴取(陳述又は文書)は、期間の短縮、問題ない事案では不実施、原則として行政機関からのヒアリングはしない、等により簡素化。 (参考)これまでの認可制 ①会社からの概要説明→②意見募集(パブリックコメント)→③業界団体等からの意見聴取→④関係行政機関からの意見聴取
意見等	○ 必要な場合、意見を作成・公表 (参考)これまでの認可制では、必ず、意見を作成・公表

郵政民営化法における認可の基準等(再掲)

郵政民営化法における認可の基準(日本郵政が株式の2分の1以上処分前)

郵便貯金銀行(郵政民営化法第110条)、郵便保険会社(郵政民営化法第138条)

次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等(郵便保険会社と他の生命保険会社)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

- 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行(郵便保険会社)の議決権が、その総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等(生命保険会社)との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 郵便貯金銀行(郵便保険会社)の経営状況

郵政民営化法における新規業務の配慮義務(日本郵政が株式の2分の1以上処分後)

郵便貯金銀行(郵政民営化法第110条の2)、郵便保険会社(郵政民営化法第138条の2)

郵便貯金銀行は、他の金融機関等(郵便保険会社は、他の生命保険会社)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

「適正な競争関係の阻害性」についての審査の論点例

論点例
(1) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
(2) 郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか
(3) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか